

○香取市水道事業給水条例施行規程

平成18年3月27日水道事業管理規程第11号

改正

平成18年10月1日水管規程第16号

平成19年2月1日水管規程第1号

平成20年3月31日水管規程第3号

平成25年4月1日水管規程第1号

令和2年7月1日水管規程第2号

香取市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香取市水道事業給水条例（平成18年香取市条例第183号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(給水工事の申込み)

第2条 条例第5条の規定による給水装置の新設等を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ所定の給水装置工事申請書（別記第1号様式）を水道事業の管理者（管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定による設計審査を受けようとする者は、前項の申請書と併せて、設計図を提出しなければならない。

(工事検査)

第2条の2 条例第6条第2項の規定による給水装置工事の検査を受けようとする者は、工事竣^{しゅん}工後速やかに給水装置工事検査申請書（別記第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

(給水装置所有者の代行)

第3条 管理者は、給水装置所有者が所在不明のため、給水装置の管理その他に支障があると認めるときは、水道使用者又は家屋の所有者若しくはその他の利害関係人をして、当該所有者の所在が判明するまで所有者のなすべき事務を代行させることができる。

(給水工事費の算出)

第4条 条例第9条第1項各号に規定する工事費の算出は、市が使用する

水道施設整備費に係る歩掛表により積算するものとする。

(工事費の予納)

第5条 条例第10条に規定する工事費の予納については、工事費概算額の納付を通知した日から30日を経過し、かつ、催告書を発しても納入がなされないときは、その工事の申込みは、取り消されたものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(工事費の分納)

第6条 条例第11条の規定により工事費分納の承認を受けようとする者は、その理由を付し、給水装置工事費分納申請書(別記第3号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定により分納の承認を受けたときは、次に掲げる条件に従わなければならない。

(1) 指定の期日までに保証人と連署の給水装置工事費分納証書(別記第4号様式)を提出するものとする。

(2) 第1回の分納額は、工事費の4分の1に相当する額とし、承認後速やかに予納するものとする。

(3) 第2回以後の分納額は、工事費精算額から前号に規定する額を控除した額を管理者が承認した分納月数から1を控除した月数で除して得た額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを第2回の納付額に合算するものとする。

3 前項第1号に規定する保証人は、市内に居住し、かつ、独立の生計を営む者とし、分納者と連帯して分納工事費を納付する責めを負わなければならない。

(受水タンクの設置等)

第7条 給水管の口径に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要がある箇所には、受水タンクを設置しなければならない。

2 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

(給水装置の構造及び材質)

第8条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合したものでなけれ

ばならない。

(給水管の口径)

第9条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率その他の事情を考慮して適当な大きさのものとしなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第10条 給水管は、公道内においては道路管理者の指示による深さ以上、私道内においては0.6メートル以上、宅地内においては0.3メートル以上の深さに埋設しなければならない。

(水道メーターの設置に必要な装置)

第11条 水道メーター（以下「メーター」という。）の設置に必要な装置は、メーターの点検を容易に行うことができ、常に乾燥していて、かつ、損傷の危険のない箇所に設けなければならない。

(危険防止の措置)

第12条 給水装置の末端の用具及び装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのないものでなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、当該装置又は水洗便器に真空破壊装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれのある用具又は機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

(給水管の防護措置)

第13条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 軌道下その他電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受

けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食その他必要な措置を講じなければならない。

(メーターの保管)

第14条 条例第20条第1項の規定によるメーターの保管者は、メーターの点検又は修理に支障を来すような物件を置き、又は工作物を設置してはならない。

- 2 前項の規定に違反したときは、管理者は当該保管者に原状回復を命じ、履行しないときは管理者が施行し、その費用は、当該保管者から徴収する。ただし、管理者が原状回復が困難であると認めるときはメーターの位置を変更し、その費用は、当該保管者から徴収する。

(管理人の変更命令)

第15条 条例第18条に規定する管理人が次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者は、これを変更させることができる。

- (1) 加入し、又は脱退しようとする者に対し、正当な理由なくしてこれを拒んだとき。
- (2) 料金等の納入を怠ったとき。
- (3) 条例第23条第1項に規定する給水装置の管理を怠ったとき。
- (4) 条例第21条第2項第1号の届出を怠ったとき。
- (5) 共用給水加入者以外の者に水道の使用を許可したとき。

(給水装置等の検査の請求)

第16条 条例第24条第1項の規定により、給水装置の検査又は供給する水道水の水質検査の請求をしようとする者は、給水装置・水質検査請求書(別記第5号様式)を管理者に提出するものとする。

(使用水量の認定基準)

第17条 条例第28条の規定による使用水量の認定は、次に掲げるところによる。

- (1) メーターに異状があったときは、メーター取替後10日間の平均使用水量を基礎として、日割計算により、異状があった期間の使用水量を認定する。
- (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のとき、又は前号の規定に

よる日割計算の方法により難いときは、使用水量を認定する月の前3月又は前年同期における使用水量等を考慮して認定し、なお、これにより難いときは見積り量による。

(異動に係る料金等)

第18条 料金を調定した後、その算定基準に異動があったとき、又は料金徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月分の料金において精算する。ただし、水道の使用を廃止し、又は中止した者の料金に係るとき、若しくは翌月分の料金において精算することが困難なときは、速やかに精算する。

(使用の中止又は廃止の届出のない場合の料金等)

第19条 条例第21条第1項第1号の規定による届出がないときは、水道を使用しない場合でも基本料金を納付する責めを負わなければならない。

(料金の督促)

第20条 管理者は、水道の利用者が指定期日までに水道料金を納入しない場合は、督促状により督促するものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第21条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによる。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以

外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(届出等の様式)

第22条 次の各号に掲げる届出等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第16条の申込み 水道使用開始申込書 (別記第6号様式)
- (2) 条例第17条又は条例第21条第2項第4号の届出 給水装置所有者代理人選定(変更)届 (別記第7号様式)
- (3) 条例第18条第1項又は条例第21条第2項第4号の届出 給水装置管理人選定(変更)届 (別記第8号様式)
- (4) 条例第21条第1項第1号の届出 水道使用中止(廃止)届 (別記第9号様式)
- (5) 条例第21条第1項第2号の届出 水道用途変更届 (別記第10号様式)
- (6) 条例第21条第1項第3号の届出 私設消火栓使用届 (別記第11号様式)
- (7) 条例第21条第2項第1号の届出 水道使用者変更届 (別記第12号様式)
- (8) 条例第21条第2項第2号の届出 給水装置所有者変更届 (別記第13号様式)
- (9) 条例第21条第2項第3号の届出 消防用使用届 (別記第14号様式)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の佐原市水道事業給水条例施行規程(昭和45年佐原市水道事業部管理規程第4号)若しくは栗源町水道事業給水条例施行規程(平成14年栗源町訓令第1号)又は解散前の小見川広域水道企業団水道事業給水条例施行規程(平成10年小見川広域水道企業団規程第1号)に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年10月1日水管規程第16号）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年2月1日水管規程第1号）

この規程は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日水管規程第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は同年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日水管規程第1号）

この規程は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年7月1日水管規程第2号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条第1項）

給水装置工事申請書

年 月 日

香取市長 様

申請者 住 所
(ふりがな)
氏 名 ⑩
電話番号

指定給水装置工事事業者
住 所
氏名又は名称
代表者の氏名 ⑩

香取市水道事業給水条例及び香取市水道事業給水条例施行規程の内容に同意し、同条例第5条第1項の規定により、下記のとおり給水装置工事を申請します。

記

工事種別	1 新設 2 改造 3 修繕 4 撤去			
工事場所				
使用者	ふりがな			
	氏 名			
	人員	人	用途	1 専用（ア 一般用 イ 公衆浴場） 2 共用
給水装置工事の利害関係人の承諾（関係あるものに記入）				
この給水装置工事について、申請者に承諾しました。工事その他に関する問題は、当事者間で処理します。				
土地所有者	年 月 日 住 所 氏 名 ⑩			
建物所有者	年 月 日 住 所 氏 名 ⑩			
既設給水管所有者	年 月 日 住 所 氏 名 ⑩			
給水装置工事施行の予定期日	年 月 日			
添付書類	設計書 1部			
担当主任技術者名				
※ 承認年月日	年 月 日	※ 承認番号	第	号

第2号様式（第2条の2）

給水装置工事検査申請書

年 月 日

香取市長 様

住 所

申請者（ふりがな）

氏 名

㊞

指定給水装置工事事業者

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

㊞

香取市水道事業給水条例第6条第2項の規定により、下記のとおり給水装置工事の検査を申請します。

記

工 事 場 所	
承認年月日及び番号	年 月 日 第 号
工 事 の 種 別	新設 ・ 改造 ・ 修繕 ・ 撤去
担当主任技術者名	

第3号様式 (第6条第1項)

給水装置工事費分納申請書

年 月 日

香取市長 様

申請者住所

氏名

㊞

連帯保証人住所

氏名

㊞

年 月 日給水装置工事を申し込みましたが、次の理由により工事費の概算額を納入することが困難ですので、下記のとおり分納を申請します。

記

分納月数	箇月	※ 決定分納月数	箇月
分納を希望する理由			

- 1 希望分納月数は、4箇月以内とします。
- 2 第1回目の分納額は、工事費の概算額の4分の1相当額とし、分納承認後速やかに予納すること。
- 3 保証人は、分納申請者と連帯して、分納工事費を納付する責めを負うものとする。
- 4 保証人は、市内に居住し独立の生計を営む者とする。
- 5 ※欄は、記入しないこと。

第4号様式 (第6条第2項第1号)

給水装置工事費分納証書

年 月 日

香取市長 様

分納者住所

氏名

印

連帯保証人住所

氏名

印

給水装置工事費の分納について、下記のとおり毎月指定期日までに納付します。

記

給水装置の 工事場所								
給水装置 工事費総額	円							
分納期間	年 月 日から		年 月 日まで		箇月間			
分納金額	第 1 回	円	第 2 回	円	第 3 回	円	第 4 回	円
分納期日	毎月 日							

第5号様式 (第16条)

給水装置・水質検査請求書

年 月 日

香取市長 様

検査請求者 住 所

氏 名

㊞

香取市水道事業給水条例第24条第1項の規定により、下記のとおり検査を請求します。

記

検査を受けようとする 給水装置の場所			
検査を受けようとする 理由			
※ 検 査 実 施	年 月 日	担当者	
※ 検 査 機 関		※ 職・氏名	
※ 検 査 の 見 等		特別の費 用を要す ※ るときは その算定 の根拠等	
※ 結 果 通 知	年 月 日	※ 上記の費 用決定額	

※欄は、記入しないでください。

第6号様式 (第22条第1号)

水道使用開始申込書

年 月 日

香取市長 様

住 所
(ふりがな)
申込者 氏 名 ⑩
電話番号

住 所
管理人 氏 名 ⑩

香取市水道事業給水条例及び香取市水道事業給水条例施行規程の内容に同意し、 年 月 日から下記の給水装置により水道の利用を開始したいので、同条例第16条の規定により、申し込みます。

記

給水装置の場所 (住所・アパート名称・ 部屋番号)	
料金納入方法	1 口座振替 2 納入通知書
納入通知書送付先	郵便番号 住 所 氏 名 電話番号
備 考	

- 1 管理人は、給水装置を共用する場合又は共有する場合のみ記入してください。
- 2 料金納入方法が口座振替の場合は、金融機関での手続きをお願いします。

第7号様式 (第22条第2号)

給水装置所有者代理人選定(変更)届

年 月 日

香取市長 様

住 所

届出者 (ふりがな)

氏 名

㊞

下記のとおり代理人を選定(変更)したので、香取市水道事業給水条例第17条(第21条第2項第4号)の規定により、届け出ます。

記

給水装置の場所	
代理人住所・氏名	住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号
備 考	

※ 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長が必要と認めたときは、市内に居住する代理人を選任してください。

第8号様式 (第22条第3号)

給水装置管理人選定(変更)届

年 月 日

香取市長 様

届出者(共有(共用)者連署)

住 所

氏 名

㊞

次のとおり管理人を選定(変更)したので、香取市水道事業給水条例第18条第1項(第21条第2項第4号)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

給水装置の場所	
管理人の住所氏名(名称及び代表者職氏名)	住 所 (ふりがな) 氏 名 ㊞ 電話番号
変更前の管理人の氏名	
備 考	

- 1 管理人は、給水装置を共用又は共有する場合、並びに市長が必要と認めるときに選定してください。
- 2 届出人が複数の場合は、行を挿入してください。

第9号様式（第22条第4号）

水道使用中止（廃止）届

年 月 日

香取市長 様

住所
届出者 (ふりがな)
氏名 ㊟
電話番号
住所
管理人 氏名 ㊟

年 月 日から、水道の使用を中止（廃止）したいので、香取市水道事業給水
条例第21条第1項第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

給 水 装 置	場所（住所・アパー ト名称・部屋番号）	
	水栓番号	

第10号様式 (第22条第5号)

水道用途変更届

年 月 日

香取市長 様

届出者 住所
氏名 ⑩

香取市水道事業給水条例第21条第1項第2号の規定により、下記のとおり用途を変更したいので、届け出ます。

記

給水装置の場所	
変更後の用途	1 専用 (ア 一般用 イ 公衆浴場用) 2 共用
変更年月日	年 月 日

第11号様式（第22条第6号）

私 設 消 火 栓 使 用 届

年 月 日

香取市長 様

住 所
使用者 氏 名 ㊟

香取市水道事業給水条例第21条第1項第3号の規定により、私設消火栓を演習に使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

消火栓の設置場所	
使用 者 氏 名	
演習使用年月日	年 月 日 午 前 時 分～午 前 時 分 後 後

第12号様式 (第22条第7号)

水道使用者変更届

年 月 日

香取市長 様

住 所

届出者 (ふりがな)

氏 名

㊞

電話番号

香取市水道事業給水条例及び香取市水道事業給水条例施行規程の内容に同意し、水道の利用者を変更したので、同条例第21条第2項第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

給水装置の場所 (住所・アパート名称・部屋番号)	
新使用者の住所・氏名	
旧使用者の住所・氏名	
変更年月日	年 月 日
料金納入方法	1 口座振替 2 納入通知書
納入通知書送付先	郵便番号 住 所 氏 名 電話番号

第13号様式 (第22条第8号)

給水装置所有者変更届

年 月 日

香取市長 様

住 所

届出者 (ふりがな)

氏 名

㊞

電話番号

香取市水道事業給水条例及び香取市水道事業給水条例施行規程の内容に同意し、給水装置の所有者を変更したので、同条例第21条第2項第2号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

給水装置の場所 (住所・アパート名称・部屋番号)	
新所有者の住所・氏名	
旧所有者の住所・氏名	
変更年月日	年 月 日
変更の理由 (該当するものを○で囲む。)	1 土地売買 2 家屋売買 3 装置のみ売買 4 名義変更 5 相 続 6 贈 与

第14号様式 (第22条第9号)

消 防 用 使 用 届

年 月 日

香取市長 様

使用者 住 所

氏 名

㊞

下記のとおり消防用として水道を使用したので、香取市水道事業給水条例第21条第2項第3号の規定により、届け出ます。

記

消火栓の設置場所	
使用年月日	前 前 年 月 日 午 時 分～午 時 分 後 後
使用の概要 (使用量等)	

※ 消防署での使用は、1箇月分をまとめて届け出ることができる。